

○議長（茅沼隆文）

ご苦労さまでした。

続いて一般質問を行います。

6番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○6番（吉田敏郎）

おはようございます。6番議員、吉田敏郎でございます。

さきの通告どおり、平日、日曜議会、合わせまして三つの項目を通告しております。今日は、犯罪被害者への支援の取り組みをとということで1項目、質問をいたします。

犯罪被害者への自治体の支援の取り組みが進んでいないと言われておりますけれども、国と自治体に支援する責務を定めた犯罪被害者等基本法施行から10年が経過をしております。関連条例を制定した自治体は約2割、相談窓口は約8割が置いたものの、被害者学の専門家であります諸沢教授によりますと大半は機能していないと指摘をしております。被害者団体は、生活支援など自治体にできることは多く、積極的に取り組んでほしいと訴えております。

けがをして子どもに御飯がつくれない、引っ越しをしたいけれどもと、2008年に犯罪被害者専用の窓口を設けた東京都中野区には被害者や家族、遺族からこうした相談が寄せられ、昨年2014年には約300件あったと言われております。担当者は、犯罪被害者は警察や裁判所での手続きに疲れ果て、日常生活に支障が出る人が多いと話しております。

2005年施行の犯罪被害者等基本法は、国と自治体に対して、被害者の相談を受けた上、寄附金支給、公営住宅への優先入居、医療サービスの提供などを実施し、被害者や家族、遺族を支援しなければならないと定めました。しかし、被害者は、相談することが思いつかないほど気力も体力も余裕がないと、自治体側から被害者に支援を働きかけるくらいの取り組みをしてほしいという声が上がっております。我が開成町においては、どのような取り組みをしているのか、また、これからの取り組みはということで、以上、質問をいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

吉田議員のご質問にお答えします。

まず、窓口の関係であります。犯罪被害者相談の担当窓口は、防犯・交通を所管していることから環境防災課の危機管理担当において担当しております。近隣の状況では、南足柄市が秘書・広報課で担当している以外は、他足柄上地区4町は防災安全の部署が相談窓口となっております。

犯罪被害者への支援策については、犯罪被害者等から相談窓口の設置、法律相談、カウンセリング、犯罪被害者等からの相談窓口受け付けに関する広報、犯罪被害者等への理解促進の取り組みがあります。足柄上地域においては松田警察署被害者支

援ネットワークがあり、事務局は松田警察署で、関係する機関、団体、企業等で実施をしております。神奈川県においては、かながわ犯罪被害者サポートステーションが設置をされております。これは、平成24年4月施行の神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づいて開設された施設であります。犯罪等の被害に遭われた方やその家族の方々からのさまざまなご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、県、県警察、NPO法人神奈川被害者支援センターが一体となって運営をしております。

議員ご指摘のとおり、犯罪被害に遭うと、さまざまな問題や困難が一度に起こり、どう対処したらよいかわからなくなります。これらの問題を1人で全て解決することはできません。このような場合の具体的支援策としては、法律相談、カウンセリング、検察庁・裁判所等への付き添い、生活資金貸し付け、一時的な住居の提供があります。これまでに犯罪被害者の方から町に対して具体的な相談を受けた事例はございませんが、相談があった時点で、その内容により内部で検証し、かながわ犯罪被害者サポートステーションなどへ橋渡しをしていくこととして考えております。

ただし、このような犯罪被害者相談窓口についての広報が不足しておりますので、今後、PRに努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

ただいま町長より答弁をいただきました。広報に努めるということは最後にいただきましたので、よろしく、その辺はお願いしたいと思います。

再質問する前に少し、犯罪被害者等基本法についてちょっとお話をさせていただきます。

犯罪被害者等が受けた、犯罪被害者というのは被害者並びにその家族と遺族ということですが、受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等が、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をとることを国及び地方公共団体の責務として規定し、また、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならないことを国民の努めなければならない責務として規定をしております。

そして、安全で安心して暮らせる社会を実現することは国民全ての願いであるとともに国の重要な責務であり、我が国においては犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきております。しかしながら、近年、さまざまな犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいいがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきております。さらに、犯罪等による直接的な被害にとど

まらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは加害者であります。しかしながら、犯罪等を抑止し安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々も、また、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利、利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。ここに犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにして、その方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

ちょっと長々と説明をさせていただきましたけれども、これに伴いまして2008年に犯罪被害者等専用の窓口を設けて、先ほど言いましたけれども、東京都中野区では、その後、有料で実施していた家事や育児の支援サービスを2011年から犯罪被害者が無料で利用できるようにしております。また、区内に被害者がいることがわかれば、警察を通して支援案内を送るということもしております。

そのほかに全国被害者ネットワークというものがございまして、1998年に組織を設立したわけですが、2010年において国税庁の認定を受けて認定特定非営利活動法人として支援活動を行っております。その支援活動としては、先ほど町長も申しましたけれども、支援者に対して電話相談、面接相談、病院や裁判所等への付き添いですね、そして支援員の要請及び研修、広報活動、啓発活動、そして被害に遭われた被害者の方への交流場所の提供などの支援を行っております。

町長答弁の中で、先ほどカウンセリング、法律相談等々の支援の話をしました。そういう答えがありましたけれども、開成町として犯罪被害者等への支援策はどんなものがあるのか、まず最初、お答えを願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議員の質問にお答えさせていただきます。

開成町として現在、危機管理担当課が窓口となっております。実際のところ、危機管理担当の職員の中には男性職員しかおりませんし、専門のそのような犯罪被害に遭われた方に具体的に相談を受けられる職員という者が実際はございません。そんな中で、窓口に来られた方の具体的な内容というのは事件によってさまざまであると思います。そんなことで、かながわサポートステーション、神奈川県の場合はかなりここが充実している状況でありますので、相談の内容によって、例えば、電話で相談したほうがいいとか、直接行って相談したほうがいいとか、そのようなアドバイスは我々にもできると思いますので、その橋渡しをしていくというようなことになろうかと思っております。現在は、そのような状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

今、課長のほうから、そういう答弁がありました。犯罪被害者相談の担当窓口は、環境防災課の危機管理担当のほうで受けているということでもあります。今までに開成町でこういった相談があったのかどうか、まず、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

町長答弁にもあったように、実際のところ、実例というか直接相談に来られたという例はございません。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

ないということですが、例えば、仮にであります、そういう相談があったとして、町としての取り組みのスタンスというものを持っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。先ほどの答弁もありましたけれども、もう少し。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

質問にお答えしますが、先ほど述べたような内容になってしまいます。実際は我々、町で相談できるレベルというのは絞られてしまいますので、専門的な内容が分かれて相談できるかながわ犯罪被害者サポートステーションのほうに具体的な内容を聞きながら橋渡しをするということになります。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

続きまして質問いたします。先ほども言いましたけれども、被害者支援にかかわる項目を含む条例をつくっておるのは、昨年の4月現在で24府県と363市区町村であるということになっております。静岡県においても、今年の4月に条例を制定しております。そして、都道府県の約半分、それから市区町村の21%にとどまっておりますけれども、犯罪被害者に対して支援金の支給にかかわる地方自治体の条例については、埼玉県蕨市のほうで1972年に制定したことが初めてでありますけれども、蕨市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例というのがつくられました。その蕨市では、第三者によって加えられた人為的行為により死亡し、また重傷を負った者に弔慰金を支給することを規定しております。

その後、長野県松本市では、1996年に松本サリン事件等被害者健康管理基金条例では、寄附金を一般会計からの繰入金をもって基金を積み立てております。そ

して、1994年にオウム真理教が起こした松本サリン事件の被害者に対して、その基金から弔慰金を支給することを規定しております。

また、被害者を冠とした条例としては、先ほどと同じ埼玉県でありますけれども、嵐山町が1999年に制定した嵐山町犯罪被害者等支援条例が最初とされ、傷害支援金の額は2週間から3カ月までの間において3万円から20万円の支援金をするという決めで決まっております。また、遺族に対しては支援金が30万円ということで、そういう条例ができております。

その後、犯罪被害者を支援する条例は全国に広まりつつありまして、2004年には宮城県が都道府県として初めて制定をしております。そして、2012年4月に岡山県では、県内全27自治体で犯罪被害者等支援条例が県と全市町村で施行されております。ちなみに都道府県及び域内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行されたのは、全国で初めてということでもあります。

2014年、昨年4月には兵庫県明石市で、遺族から加害者に対する最大300万円分の償還請求権を譲り受けまして、加害者の財産を差し押さえて徴収していくということで賠償金の一部を立てかえる制度を盛り込んだ改正条例も制定をしております。こういったさまざまな条例が各自治体等々でできております。

そういった中、神奈川県ではどうなっているかということ町で把握しているということは、先ほど答弁の中で、かながわサポートステーションのほうでそういうことを具体的にしていくということで聞きました。開成町として、犯罪被害者を支援するこういった条例をつくる考えはありますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

そもそも犯罪被害者等支援法というのが皆さんになじみがないと思いますので、まず、その話をしたいと思いますが、昭和49年の三菱重工ビル爆破事件という、それまでには最大のテロ的な犯罪がありました。その後、今、吉田議員がおっしゃいました中にありました平成7年に地下鉄サリン事件等が発生して、これが今でも日本じゅうを震撼させたテロ事件としてございます。そのような中から、泣き寝入りしているような状況の被害者に対してということで論議が進んで法が整備されたというような状況でございます。

具体的に開成町については、そのような大きな事件等が今のところございませんので、具体的には、例えば、心の悩みだとか性犯罪であるとか痴漢だとか、少年法、あるいは悪質商法に遭ったとか、そういうようなことが、具体的な相談がもし来るとしたら、想定はされるだろうと考えてございます。答弁にもありましたとおり、神奈川県内で、このことについて条例化をしているのは横須賀市と座間市、あと寒川町というようなことで、2市1町だけという状況でございます。

開成町でこの条例を制定したらどうかということですが、ちょっと必要に迫られていないということもありますので、状況を見ながら判断はしていきま

すけれども、現在は条例制定は考えていないとお答えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

条例に関しては今は考えていないということでもありますけれども、また、つくる予定はないというような答弁をいただきました。そのような形をもう少し検討はしていくかなというような答弁もあったと認識しておりますけれども、確かに、つくる予定はないと言いますけれども、これから起こり得る、ないほうが良いとは思いますが、そういうこともあり得るわけですので、やはり予定はないと言いますけれども、それでいいのかということ、しつこいようではありますが、もう一度伺います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

吉田議員の質問は、どちらかという一般的な話が多いと思うのですが、開成町で実際、そういう被害がおられて、そういう相談を受けて、そういうものをつくったらどうかという提案というふうには感じられないのであります、私としては。レベル的に、やはり国・県のレベルの問題ではないかなと。実際にあれば開成町の中で検討していく必要性も出てくるかもしれませんが、今の時点でこれを検討して条例をとるというふうな考えは今のところ持っておりませんが、皆さん方が議員の中でそういう必要性があるということならば、議員提案という形で制定をされてもいいのかなと私は思いますので、そのようなふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○6番（吉田敏郎）

今、町長答弁がありましたけれども、確かに一般的な質問かもしれませんが、開成町においても、そういう、交通事故に遭ったり被害を受けた、例えば表面に出さないようなこと等の話は聞いております。そういう場合に相談窓口に行けないようなことで我慢しているという人も、大した、すごい大きな事件ではありませんけれども、聞いております。

そうした中で、そういう窓口に行った場合に、先ほど課長答弁もありましたけれども、それに対応する職員の方も、確かに、犯罪被害者等々に関して詳しいことはわからないことあるかと思えますけれども、また、これが、ほかのことで恐縮ですが、そういう相談窓口に来た場合に、そういう対応がなかなかできずに、そういうことは民間のところはどうぞ、そういうところに行ってくださいとか、例えば、そういうものは保険会社のほうに行ってくださいとか、そういうことは言え

るということですが、それに対して、相談窓口に来た方に対して、少しでも具体的な相談ができるような、そういう対応ができるようなことで、町の方でどうかということで質問させていただいたということでございます。

自分としても、確かに、こういう相談がないのが当たり前であって、こういうことに対して、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民の方、または、その行為により不慮の死を遂げたという、またこれも一般的なことかもしれませんが、町民の遺族の心身の早期回復を願うという意味で、町として支援することを目的とする条例はどうかということで質問したつもりですが、確かに、議員のほうからのそういう提案も大事なことでありますので、そういう条例を定めることを町にも提案するとともに、私のほうでも、そういうことを少しでも前向きに提案できるような、そういう形にしていくということは考えております。

そういうことで、私の質問の中で、犯罪被害者等にする支援についてということで、町に対して、もう少し具体的な内容を持ってまた質問をしたいと思っております。今日は、そういうことで、一応、そういうことに遭った人たちのために、被害を受けた町民に対して、少しでも心身の回復を早くするという意味で、町としての支援をということで、条例の提案をということで質問をさせていただきました。そういうことで、それなりの答えをいただいたし、確かに一般論に終わるような形かもしれませんが、こういうことを頭に入れていただいて、少しでも前向きな形でそういうことに向かっていっていただきたいということで、自分の質問は終了とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今回の犯罪被害者に対する相談だけではなくて、あらゆる、先ほど交通事故とか言われましたけれども、どういう相談が開成町に来られてもきちんと対応できる体制はとっているつもりですし、また、それに対して、町でできなければ県に対して、また国に対して相談をきちんと橋渡しができるように、あらゆる手段でやっていくつもりですので、犯罪被害者の条例があるないということではなくて、どういう問題であっても役場に相談に来られればきちんと真摯に対応していきたいと、そういう姿勢はこれからもとっていきますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員、よろしいですか。

○6番（吉田敏郎）

はい。

○議長（茅沼隆文）

以上をもちまして本日の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分といたします。

午前 1 0 時 1 8 分